

平成30年度第2回（第224回）仙台市国民健康保険運営協議会 会議録

開催日時 平成31年1月23日(水) 13:30～14:25

場 所 仙台市役所2階 第一委員会室

会議次第

1 開会

2 議事

(1) 協議事項

- ① 平成30年度仙台市国民健康保険事業特別会計補正予算（案）について
【資料1-1・資料1-2】
- ② 平成31年度仙台市国民健康保険事業運営計画（案）について 【資料2】
- ③ 平成31年度仙台市国民健康保険事業特別会計予算（案）について 【資料3】
- ④ 仙台市国民健康保険条例の一部改正（案）及び仙台市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部改正（案）について 【資料4・資料5】

(2) その他

出席委員（20人）

- 大内委員、佐藤(昭)委員、武川委員、小野寺委員、佐藤(太)委員、長谷川委員
- 永井委員、清水委員、駒形委員、柴崎委員、高橋(將)委員
- 柿沼委員（会長）、小山委員（副会長）、鎌田委員、木村委員、庄司(俊)委員、高橋(次)委員、渡辺委員
- 山本委員、庄司(秀)委員

欠席委員（3人）

沼田委員、青沼委員、北村委員

事務局

健康福祉局長、健康福祉局次長、保険高齢部長、保険料徴収担当課長、保険年金課長、同課管理係長、同課徴収対策室長、同課保険係長

青葉区保険年金課長、宮城総合支所保険年金課長、宮城野区保険年金課長、若林区保険年金課長、太白区保険年金課長、秋保総合支所保健福祉課長、泉区保険年金課長

《署名委員》

武川委員、柴崎委員

《会議経過》

- 開会
- 欠席者報告
- 会長の柿沼委員により議事進行
- 署名委員の指名
- (1) 協議事項

【会長】

それでは、協議事項①の「平成30年度仙台市国民健康保険事業特別会計補正予算（案）について」事務局より説明願います。

【保険年金課長】

（資料1-1、1-2に基づき説明）

【会長】

ただいま説明がありました件につきまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

ご意見、ご質問等がなければ、「平成30年度仙台市国民健康保険事業特別会計補正予算（案）について」は、原案のとおり承認してよろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしとのことですので、原案のとおり承認をいたします。

続きまして、協議事項②の「平成31年度仙台市国民健康保険事業運営計画（案）について」と協議事項③の「平成31年度仙台市国民健康保険事業特別会計予算（案）について」ですが、関連する議案でありますことから、一括してご審議いただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議がなければ、そのように進めさせていただきたいと思います。

それでは、協議事項②および協議事項③について事務局から説明をお願いします。

【保険年金課長】

（資料2、資料3に基づき説明）

【会長】

ただいま説明がありました件について、皆様からご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

【渡辺委員】

ご説明ありがとうございました。資料2の「平成31年度仙台市国民健康保険事業運営計画(案)」について、お尋ねをしたいと思います。

まず、第一でございますけれども、ご提案されている運営計画(案)について、昨年と比べてどのような新しい試みがあるのかを、ご説明いただければと思います。

【保険年金課長】

資料2の「平成31年度仙台市国民健康保険事業運営計画(案)」につきまして、新たな取り組みの部分についてご説明させていただきます。

まず、国保都道府県単位化については概ね円滑に移行できたという状況を踏まえまして、「(1)国民健康保険事業の安定的かつ効率的な運営」におきましては、制度移行後の剰余金の取り扱いを整理しまして、財政の安定化を図ることとしたところでございます。また、県内市町村との事務の共同化についても検討が本格化してまいりましたので、具体的な実現に向けて進めてまいりたいと考えてございます。また、本市独自にも事務の外部委託化なども検討してございまして、効率化を進めてまいりたいと考えてございます。

また「(2)収納率向上対策の推進」におきましては、新たなところといたしまして、今年度試行的に実施しております、ショートメッセージでの催告の本格実施などで、さらなる収納率向上を目指したいと考えているところでございます。

最後の「(3)保健事業の推進」におきましては、受診率向上に取り組みつつ、平成29年度から取り組んでございます糖尿病性腎症重症化予防事業につきましては、一定の成果を踏まえて、さらに対象を拡充しつつ取り組んでまいりたいと考えてございます。

【渡辺委員】

ありがとうございました。

次ですけれども、同じく資料2の「1 国民健康保険事業運営の現状」についてでございます。表現は基本的にこのようになるのだらうと思いますけれども、この現状の説明と、保健事業の推進というのはもちろん関連があるわけでございます。今日ご出席になっておられます保険医または保険薬剤師の先生方の所属する団体のご協力をいただきながら、保健事業が推進されるわけでございます。この「現状」の中に、そのことを取り入れて何か表現できないかと考えるものでございます。

お聞きしますと、仙台市医師会は三つの重点事業をされる。一つは包括ケアシステムです。それからターミナルケア、そして健康寿命を意識した取り組み、この三つの事業について、市民の健康維持のためにお取り組みになるということでございます。

薬剤師会におかれましても、常々、薬物乱用防止あるいは防煙活動ということについてお取り

組みになっておられます。これも市民の健康に大きく関わる事業だと思います。またお聞きするところによると、薬剤師の専門性を活かすということで、調剤そして服薬後の指導まで一貫して管理をするというふうに制度が変わっていくと報道されておりますし、お聞きしております。仙台市薬剤師会は、まちの薬局ということで、市民の皆さんの健康に対する相談を受けるハートヘルスプラザという事業を全国に先駆けて取り組んでおられまして、国の動きと重なるというか、国の動きと流れが一致するというふうに私は思っているところでございます。

歯科医師会でも、薬剤師会と連携を取りながらのご事業があります。

申し上げたかったことはですね、保険医あるいは保険薬剤師の団体の皆さん方のご協力がきちんとあるということ、これを現状の中になんらかの形で書き込んでいただきたいと思いますところでございます。国民健康保険の保険者は仙台市ですけれども、被保険者は全市民ではないわけですね。被保険者数は20万人を切るというところになっていまして、あと80万余りの被保険者ではない市民がいらっしゃるわけです。一般会計からの繰り入れもあるわけですし、市民の皆さんに理解をしていただいて、様々な立場、様々な面でご協力をいただくということが必要だというふうに考えております。そういう点からもこの国民健康保険事業運営の現状についてですね、市民の皆さんから見てわかりやすいような表現、具体的な表現を工夫することが必要だと思っております。今申し上げた次第でございますけれども、ご当局のご見解をお聞かせいただきたいと思います。

【保険年金課長】

ありがとうございます。まず本市の取り組みの現状についてでございますが、国民健康保険事業といたしましては、特定健診と特定保健指導の動機づけ支援につきまして、委託契約により、仙台市医師会様が取りまとめを行う地域の登録医療機関によって実施していただいております。また、その実施に向けましては、医師会の担当理事の皆様にご参加いただきまして、検討会を毎年度開催し、この場でいただいたご意見などを踏まえながら保健事業を実施しているところでございます。本市の保健事業の推進にあたりましては、医師会等の皆様との連携が不可欠と考えてございます。引き続きご指導を賜りながら、よりよい事業になるよう取り組んでまいりたいと考えてございます。

また、ただいま委員にいただいたご意見につきましては、大変重要な視点かと存じます。運営計画の中に盛り込んでまいりたいと考えてございますが、具体的な文言等につきましては、会長と相談の上、調整させていただきまして、改めて委員の皆様へ送付させていただくという対応をさせていただければと思います。

【会長】

渡辺委員、よろしいですか。

【渡辺委員】

はい。結構です。そのようにお願いします。

【会長】

ただいまの渡辺委員のご意見につきましては、ただいま、保険年金課長よりご説明ありましたように、三師会の支援・協力をいただいている運営だということでした。事業運営の現状の中に、その意を織り込みながらということですが、その文言につきましては、会長ということでしたが、会長、副会長のところで調整をさせていただきながら進めさせていただくということによろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

では、そのように取り計らわさせていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。他にございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

なければ、協議事項②、③については原案のとおり承認してよろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしとのことですので、原案のとおり承認いたすことに決定いたしました。

続きまして、協議事項④の「仙台市国民健康保険条例の一部改正（案）及び仙台市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部改正（案）について」事務局よりご説明願います。

【保険年金課長】

（資料4、資料5に基づき説明）

【会長】

ただいま説明がありました件について、ご意見、ご質問等はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

ご意見、ご質問等がなければ、協議事項④「仙台市国民健康保険条例の一部改正（案）及び仙台市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部改正（案）について」は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは異議なしとのことですので、原案のとおり承認いたすこととします。

○ （2）その他

【会長】

本日予定しておりました議事は以上となりますが、（2）その他につきまして、委員の皆様から、何かご発言等がございましたらお願いいたします。

【渡辺委員】

せっかくの機会ですので、何点か確認をしておきたいと思います。

まずはジェネリック医薬品の利用状況について、今どのような状況なのか、どのような変化があるのかお聞かせください。次に、レセプト点検の現況についてもお聞かせください。それから、

前の運営協議会でも話題になりましたけれども、国民健康保険にかかる一部の外国人による不適正利用について、本市の現況をお尋ねしたことがございました。国では厚生労働省の担当局から、「在留外国人の国民健康保険適用の不適正事案に関する通知制度の運用について」という文書が出ていると承知しております。また適正な運営をするという政治的な立場の取り組みが始まっていると承知しているところでございます。本市においてはどのような状況把握をしてご認識をしておられるのか、併せて本市の外国人の被保険者数の現況について、また、不適正な利用の事案はどんな状況になっているのか、併せてお伺いしたいと思います。

【保険年金課長】

まず、ジェネリックの取り組みでございますが、本市といたしましては年2回、被保険者に対しジェネリックとの差額通知を送付して、医療費削減等の意識を醸成しております。また、今年度から都道府県単位化の実施に合わせて県内の様式等を統一いたしまして、更なる利用促進に取り組んでおります。利用状況といたしましては、平成29年12月の71.7%から直近平成30年11月で77.4%と5.7ポイントほど増加しております。

続きましてレセプト点検の関係でございますが、社会保険などに加入したことにより国保資格が喪失した方に、医療機関への返戻など、保険者間での保険負担の調整などを行っており、これによりまして約2.4億円の効果を上げております。また、二次審査といたしまして診察内容の確認なども行い、再審査請求を行うことで、約0.2億円の効果を上げております。

最後に外国人の対応の関係でございます。委員からも今ご紹介いただきましたが、昨年1月から、在留外国人の国保適用の不適正事案に関する通知制度が、試行的な運用ということで始まったところでございます。今般、平成31年1月7日付で新たな通知が出されておまして、今年に関しましても対象を一部拡大したうえで実施することとなっております。少し具体的に申し上げますと、外国人の被保険者の方が、国保資格取得から1年以内に限度額適用認定証の交付申請を行った場合に加えまして、高額療養費、海外療養費、出産・育児一時金などの支給申請を行った場合に、その被保険者に対して聴き取り等の調査を行い、在留資格のいわゆる本来活動を行っていないという疑い、可能性があると考えられる場合に、入国管理局に通知するというものでございます。入国管理局は、その通知を基に在留資格に関する調査を行いまして、もし、在留資格が取り消された場合につきましては、市町村では国保資格を削除し、給付費の返還請求を行うという仕組みでございます。

また、その他といたしまして、国での検討の段階でございますが、公表された資料などを見ますと、国保被保険者の資格管理といった観点から、市町村が関係者に被保険者の資格得失に関する情報を求めることが出来るようにすることなどの法改正が検討されているというところがございます。具体的には、例えば外国の方について、留学先の日本語学校や企業等に報告を求めることが出来るようにするという検討がされております。また、外国人等の受け入れというところに向けまして、被保険者証と共に本人確認書類の提示を求めることが出来るようにすることなども検討されております。国がこういった様々な取り組みを掲げてございますが、我々も資格の適正化というのは非常に重要なものであると認識しておりますので、本市といたしましても、引き続きこうした通知を踏まえて適切に対応してまいりたいと考えてございます。

なお、今のところこの通知制度に関して、仙台市から入国管理局に通知したという案件はございません。

被保険者数に占める外国人の割合の推移でございます。平成 19 年度に関しましては、割合 1.5% ございました。平成 29 年度には 3.4% ということで、確実に増加しているという傾向でございます。以上でございます。

【渡辺委員】

ありがとうございました。ジェネリック関連、レセプト関連についてはご努力の成果があることに感謝をいたします。外国人に関してでございますけれども、保険料を納付された方、資格のある方がこの制度を利用してくださるのはとても大事なことだし、惜しむべきではないし、制限すべきものでも本来ないわけですが、不正利用だけは厳に慎んでいただかなければなりません。貴重な原資が適正に適切に活用される、この大前提を大事に思う一人として、国の動向をこれまでと同じように、これまで以上に注視していただいて、適宜適切に対応していただくようにぜひお願いしたいと、それだけ申し上げまして終わりいたします。

【会長】

他にございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

本日の議事は以上となりますけれども、事務局からはなにかございますか。

【保険年金課長】

事務局からは特にございません。

【会長】

わかりました。それでは以上を持ちまして、本日の運営協議会を閉会いたしたいと思っております。委員の皆様には円滑な議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。